

訪問介護事業所 ケアフォーラム甲府

重要事項説明書

2024年 7月 1日 現在

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	労働者協同組合 介護・障がい支援CFK
事務所の所在地	山梨県甲府市上石田3丁目8番8号
法人種別	労働者協同組合
代表者名	代表理事 菊地 聡
電話番号	055-236-8565 (代表)
FAX番号	055-236-8566
法人設立年月日	2019年 3月 27日 (2024年 6月 1日 企業組合より労働者協同組合に組織変更しました)

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	ケアフォーラム甲府
サービス種別	訪問介護
指定番号	1970105241 (2019年 6月 1日 指定)
事業所の所在地	山梨県甲府市上石田3丁目8番8号
電話番号	055-236-8565 (代表)
FAX番号	055-236-8566
管理者名	遠藤 りさ
サービス提供地域	甲府市・昭和町・甲斐市・中央市・笛吹市・山梨市・ 南アルプス市 (以外の地域はご相談ください)
実施している その他の事業	介護予防日常生活支援総合事業 居宅介護・重度訪問介護 介護保険外サービス

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>要支援状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようにサービスの提供を行うため、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。</p>
運営の方針	<p>事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。</p>

4. 提供するサービスの内容

身体介護	<p>食事介助 : 食事の介助を行います。</p> <p>入浴介助 : 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭、洗髪などを行います。</p> <p>排泄介助 : 排泄の介助、おむつ交換などを行います。</p> <p>特段の専門的配慮をもって行う調理 : 医師の指示に基づき適切な栄養量および内容を有する特別職(腎臓食、糖尿食等)の調理を行います。</p> <p>更衣介助 : 上着、下着の行為の介助を行います。</p> <p>服薬介助 : 配剤された薬の確認、服薬状況の確認等を行います。</p> <p>起床、就寝介助 : ベッドへの誘導、起上りの介助を行います。</p>
------	--

生活援助	<p>調理：利用者の食事の用意を行います。</p> <p>掃除：利用者の居室の掃除、整理整頓を行います。</p> <p>洗濯：利用者の衣類等の洗濯を行います。</p> <p>買い物：利用者の日常生活に必要な物品の買物を行います。</p>
------	--

5. 営業日時

営業日	土曜日、日曜日、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除くすべての曜日。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。 ただし、サービスの提供については利用者の希望に応じて24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業員の職種 （有資格）	職務内容	勤務の人数（形態）
管理者 （介護福祉士）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員および業務の管理 ・従業員へ規定等遵守等の指揮命令 	1人 （常勤 *兼務可能）
サービス提供責任者 （介護福祉士）	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスに関わる調整 ・訪問介護計画書の作成 ・訪問介護員の完治、技術等の指導 	2人以上 （常勤・非常勤）
訪問介護員 （介護福祉士・看護師 ・実務者初任者研修）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画書に基づいたサービスの提供 ・利用者状況、情報の授受 ・サービス提供に関わる報告 	10人以上 （非常勤）

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	遠藤 りさ
サービス提供責任者の氏名	秋山 富美子

8. 利用料

(1) 利用料金

【基本料金】

単位 円

サービス内容			時間	自己負担額		
				1割	2割	3割
身体介護	身体介護1	平常	20分以上 30分未満	250	499	748
		夜/朝		312	623	935
		深夜		374	748	1,121
	身体介護2	平常	30分以上 60分未満	396	791	1,186
		夜/朝		495	989	1,483
		深夜		594	1,187	1,780
	身体介護3	平常	60分以上 90分未満	579	1,158	1,737
		夜/朝		724	1,448	2,172
		深夜		869	1,738	2,607
	以下、30分増すごとに加算			84	168	252
引き続き生活援助を行った場合、 20分から計算して 25分増す毎に加算 (3回の加算を限度とする)			67	133	199	

サービス内容			時間	自己負担額		
				1割	2割	3割
生活 援 助	生活援助2	平常	20分以上 45分未満	183	366	549
		夜/朝		229	458	687
		深夜		275	550	824
	生活援助3	平常	45分以上	225	450	674
		夜/朝		281	562	843
		深夜		337	674	1,011

*上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】 *以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	自己負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 *初回月200単位×地域加算(10.21%)	205円	409円	613円
訪問介護処遇 改善加算(Ⅱ)	介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して支給される加算です。 *1か月の介護利用単位数総額の22.4%	左記*額の 1割	左記*額の 2割	左記*額の 3割
緊急時 訪問加算	サービス計画に位置付けられていない、予定されていない日時に身体介護を利用者または介護者から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定できる加算です。 *1回あたり100単位×地域加算(10.21%)	左記*合計額 の1割	左記*合計額 の2割	左記*合計額 の3割

(注) 処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【交通費】

通常のサービス提供地域の利用者は基本交通費の実費を徴収いたしません。

通常のサービス提供地域以外等の利用者はその実費を徴収します。

- ・事業所から片道おおむね 10 km未満 500円
- ・事業所から片道おおむね 10 km以上 1,000円

(2) 支払い方法

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)にご利用者が指定する口座より引き落とします。

- * (1)の利用料(利用者負担金)は、1か月ごとにまとめて請求します。
- * 上記の方法によりお支払いください。
なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、送付いたします。

(3) キャンセル料金

ご連絡時間	キャンセル料
ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該料金の50%
ご利用の12時間前までにご連絡いただけなかった場合	当該料金の60%
ご連絡なかった場合	全額

- * 急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。
- * キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(または介護支援専門員)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待防止および身体拘束について

- (1) 利虐待防止に関する責任者を管理者とします。
- (2) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (3) 虐待防止委員会を設置しています。
- (4) ご利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件をすべて満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。
- ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご本人またはご家族に十分説明を行い、訪問介護計画に位置付けます。その態様及び時間、その際のご利用者 の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合及び行政機関等の指示がある場合は開示します。

12. 業務継続について

- (1) 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるよう、計画の策定や研修に取り組みます。
- (2) 感染症対策委員会を設置しています。

13. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 055-236-8565 担当（管理者）： 遠藤 りさ
---------	-------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	甲府市役所 長寿介護課	電話番号 055-237-5473
	山梨県国民健康保険団体連合会	電話番号 055-223-2111

14. サービスの第三者による評価の実施について

第三者による評価の実施状況		
1. あり	実施日	年 月 日
	実施機関名	
	結果の開示	1. あり 2. なし

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(または介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。